

○ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）及び児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の単価の考え方について

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）及び児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の単価の詳細については、後日交付要綱にてお示しする予定であるが、単価の中に含まれているものについては次のとおりである。

1. 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

施設と同様に事務費、事業費と分けて支弁することとし、その内訳は次のとおりである。

(1) 事務費

常勤職員 1 名、非常勤職員 2 名の人件費、その他旅費、庁費、職員研修費、補修費等の管理費

概ね、児童一人当たり月額約15万円程度（地域により異なる）

(2) 事業費

一般生活費、教育費、医療費等里親と同様の単価

2. 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）

施設と同様に事務費、事業費と分けて支弁することとし、その内訳は次のとおりである。

(1) 事務費

常勤職員 2 名、非常勤職員 1 名の人件費、その他旅費、庁費、職員研修費、補修費等の管理費

概ね、児童一人当たり月額約19万円程度（地域により異なる）

(2) 事業費

一般生活費（概ね 1 万円程度）のみ

○ 被措置児童等虐待について

- (1) 被措置児童等虐待対応ガイドライン(案)
～都道府県・児童相談所設置市向け～

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

目次

I	被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点	
1.	被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨	1
2.	基本的な視点	3
1)	虐待を予防するための取組	
2)	被措置児童等が意思を表明できる仕組み	
3)	施設における組織運営体制の整備	
4)	発生予防から虐待を受けた児童の保護、安定した生活の確保までの継続した支援	
3.	留意点	6
1)	被措置児童等の安全確保のための優先・迅速な対応	
2)	都道府県の組織的な対応・関係機関との連携	
II	被措置児童等虐待に対する対応	
1.	被措置児童等虐待とは	8
2.	児童虐待防止法との関係	10
3.	被措置児童等虐待対応の流れ（イメージ）	12
4.	早期発見のための取組と通告・届出に関する体制	13
1)	通告等受理機関及び通告等への対応を行う機関	
2)	被措置児童等虐待に関する窓口の周知	
3)	早期発見のための体制整備	
4)	都道府県児童福祉審議会の体制整備	
5.	初期対応	15
1)	相談・通告・届出への対応	
ア	情報の集約・管理の仕組みの整備	
イ	通告等の受理時に確認する事項等	
ウ	守秘義務及び個人情報保護との関係並びに通告による不利益取扱いの禁止等について	
2)	通告等受理機関及び届出受理機関から都道府県（担当部署）への通知	
3)	通告等を受理した後の都道府県（担当部署）等の対応	

4) 措置等を行った都道府県と被措置児童等の所在地の都道府県が異なる等の場合		
6. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認	2 2
7. 被措置児童等に対する支援	2 3
8. 施設等への指導等	2 4
9. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応	2 9
1) 都道府県（担当部署）による都道府県児童福祉審議会への報告		
2) 都道府県児童福祉審議会による意見、調査等		
3) 都道府県児童福祉審議会の体制		
10. 被措置児童等虐待の状況の定期的な公表	3 2
11. 被措置児童等虐待の予防等	3 2
1) 風通しのよい組織運営		
2) 開かれた組織運営		
3) 職員の研修、資質の向上		
4) 子どもの意見をくみ上げる仕組み等		
III 参考資料		
・被措置児童等虐待通告等受理票（例）	3 5

I 被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点

1. 被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨

(はじめに)

「児童の権利宣言」(1959年)においては、児童は、「健康に発育し、かつ、成長する権利」及び「適切な栄養、住居、レクリエーション及び医療を与えられる権利」を有することとされており、全ての子どもについて、これらの権利が守られる必要があります。また、「児童の権利に関する条約」においても、「児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的な虐待を含む。)からその児童を保護する」ことが規定されています。

何らかの事情により家庭での養育が受けられなくなった子ども等被措置児童等についても、これらの権利が守られる必要があります。施設等※は、子どもたちが信頼できる大人や仲間の中で安心して生活を送ることができる場でなければなりません。

しかし、子どもが信頼を寄せるべき立場の施設職員等が入所中の子どもに対して虐待を行うということが起きており、こうしたことは子どもの人権を侵害するものであり、絶対にあってはならないことです。このため、今般、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)により被措置児童等虐待の防止のための枠組みが規定されました(平成21年4月施行)。今後はこの枠組みに基づき取組を進めることとなります。

被措置児童等虐待防止の対策を講じるに当たっては、子どもの権利擁護という観点から、子どもたちが安心して生活を送り、適切な支援を受けながら、自立を支えるために環境を整えるとの観点を持って、取組を進めることが必要です。

このガイドラインは、「被措置児童等虐待」に着目した、都道府県・政令市・児童相談所設置市(以下単に「都道府県」とする。)が準拠すべきガイドラインとして作成したものです。各都道府県においては、このガイドラインを参考とし、都道府県内の関係者と連携して幅広く被措置児童等のための適切な支援策を推進することが求められます。

今般の制度化は、防止に向けた「枠組」を規定したものです。今後、国や都道府県の行政や施設等の関係者が協働して具体的な取組・事例を積み重ね、子どもの権利擁護を促進するための取組について、関係者間で共通認識を図りながら、対策を実効性のあるものとしていくことが必要であることを申し添えます。

※施設等～小規模住居型児童養育事業者、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等(知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設を総称する。以下同じ)、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定医療機関、一時保護所